

## 「付加年金」で年金受給額を少し増やせます

### 付加年金とは

国民年金第1号被保険者の方と国民年金に任意加入されている65歳未満の方は、申出により付加保険料を定額の保険料に上乗せして納められます。付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給するときに、上乗せして付加年金を受給できます。

### 付加保険料と付加年金の受給額

付加年金の受給額は、「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間（60カ月）納めたときの総付加保険料額の24,000円（400円×60カ月）に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額12,000円（200円×60カ月）となります。付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります（上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の金額です）。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方についても同じことが言えます。

付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」（増額や減額）などはありません。

一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

### 納付期限を過ぎると納められません

付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。

- ① 自営業者などの国民年金の第一号被保険者の方に限られます。
- ② 半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。
- ③ 60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。
- ④ 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。なお、納付期限を過ぎると納められません。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。

### 納付をやめても掛け捨てになりません

納付期限は翌月末日（休日・祝日の場合は翌営業日）です。

付加保険料の手続きと相談先は、住所地を管轄する年金事務所（幌延町は稚内年金事務所）または役場町民課保健福祉グループ（国民年金窓口）となっています。

なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

### 農業者年金の加入者は必ず納めます

農業者年金制度は、他の公的年金制度と同様に「老後生活の安定・福祉の向上」を目的として、年金事業を通じた農業政策上の目的をもあわせもった制度です。

農業者年金制度は、昭和46年1月に発足して以来、経営移譲年金等の給付を行うことにより、専門的農業者の老後生活の安定とともに、適切な経営移譲を通じて農業経営の近代化と農地保有の合理化の促進に寄与してきました。

農業者年金に加入できるのは、60歳未満の国民年金の第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事することが要件となっています。国民年金の保険料の免除を受けている人は加入できません。

農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を納付（強制適用）しなければならないことになっています。

農業者年金の加入の際に、最初の窓口となるJA等において、市区町村の国民年金窓口等で付加保険料の納付の届出（農業者年金に加入した人は強制適用の届出）を行うように指導されます。

詳しくは、稚内年金事務所（電話0162-32-1941）または役場町民課保健福祉グループ（電話5-1115内線160）にお問い合わせください。